

経済産業省生産動態統計調査

## 窯業・建材製品関係月報記入要領

ガラス製品・ほうろう鉄器月報  
陶磁器月報  
ファインセラミックス月報  
板ガラス・安全ガラス・  
複層ガラス及びガラス繊維月報  
セメント・セメント製品月報

〔調査票番号〕 5120、5130、5140、7230、7340



政府統計

統計法に基づく国の  
統計調査です。調査票  
情報の秘密の保護に  
万全を期します。

2026年1月

経済産業省大臣官房調査統計グループ

鉱工業動態統計室



## ◆ 間違いやすい記入例 ◆

調査票の記入の際、間違いやすい主な記入例と確認ポイントについてまとめました。

間違いやすい記入例	正しい報告のために（確認ポイント）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定義外の品目分を計上</li> <li>・ 定義内の品目分を未計上</li> </ul>	<p><b>調査票記入要領</b>に記載してある<b>調査品目の定義</b>や品目例示、生産などの<b>調査項目の定義</b>を確認してください。</p> <p>調査票の記入担当者が、貴事業所での製造品と調査品目の関連について必ずしも熟知していないと思われる場合には、定期的に、貴事業所における製造品に詳しい方が調査の報告内容について確認してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外生産分を生産に計上</li> </ul>	<p>本調査は、国内に所在し、かつ、調査品目を国内で生産している事業所が対象です。「<b>生産</b>」には、<b>海外に所在する関連企業の生産分を含めない</b>てください。</p> <p>ただし、貴事業所で生産する調査品目と同じ品目を貴事業所が海外から受け入れた場合には、「受入」、「出荷」、「在庫」などに計上してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三国間貿易分を計上</li> </ul>	<p><b>海外との帳簿上のみの輸出、輸入などの取引は、調査の対象にはなりません</b>。実際に海外生産分を受け入れた場合には、「受入」、「出荷」、「在庫」などに計上してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在庫量の推計</li> </ul>	<p>在庫には、<b>月末の实在在庫量</b>を記入していただくのが原則です。</p> <p>どうしても毎月把握できない場合に限って、計算による算出もやむを得ませんが、この場合でも、必ず<b>定期的(四半期や半期など)に实在在庫量を確認</b>して報告してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重複報告</li> </ul>	<p><b>自事業所(A工場)に他事業所(B工場)分を含めて報告している場合</b>、当初は、A・B両工場の担当者に認識があったものの、担当者が替わるなどしてその状況が不明になり、いつの間にか<b>B工場も調査票を提出している</b>、というケースも考えられます。必ず、定期的に確認してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単位誤り</li> </ul>	<p><b>調査票に記入の際は、調査票上に記載されている単位を確認の上、記入</b>してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月末従事者数の誤り</li> </ul>	<p>「事業所」の月末従事者数には、<b>貴事業所に常時従事している全ての人数(生産及び管理などの業務に常時従事している人数)</b>を記入します。</p> <p>一方で、「〇〇部門」（機械器具月報は「当該品目群」以下同様）の月末従事者数には、貴事業所のうち<b>当該調査品目の生産及び管理などの業務に常時従事している人数</b>を記入します。</p> <p>したがって、「事業所」の月末従事者数は、「〇〇部門」の月末従事者数と比べて多いか等しくなります。</p>

記入した内容（記入欄、桁等）に間違いがないかどうか、提出前に今一度御確認をお願いします。

また、これまでの報告内容に間違いがあったとお気づきの場合や、記入に関する疑問点などがありましたら、「9. 調査票に関する連絡先」（目次参照）の＜経済産業省生産動態統計調査事務局＞まで御連絡ください。

## ◆オンライン提出に関するQ&A◆

Q 1	紙調査票で提出していますが、オンラインでの提出に切替えたいのですが。
A 1 ー①	送付された調査関係書類にオンライン提出に必要な「ログイン情報（政府統計コード・調査対象者ID・初期パスワード）」が同封されている場合は、申込み不要で利用いただけます。政府統計オンライン調査システムへのログイン⇒ <a href="https://www.e-survey.go.jp/">https://www.e-survey.go.jp/</a>
A 1 ー②	「ログイン情報」が同封されていない場合は、本書27ページの「オンライン提出希望確認書【新規届】」をコピー（PDF形式）していただくか、下記問合せ先のサイト(URL)からExcel形式の「オンライン提出希望確認書【新規届】」を出力し、全ての項目を記入の上、下記E-MAILで提出してください。提出から約2週間後にログインのための調査対象者ID・初期パスワードを郵送でお送りします。
Q 2	変更したパスワードを忘れてしまいました。
A 2	政府統計オンライン調査システム上の連絡先情報にメールアドレスの登録が済んでいる場合は、「パスワードの再発行画面」からパスワードの再発行を行っていただくことが可能です。パスワードの再発行⇒ <a href="https://www.e-survey.go.jp/onlinec/reissuePassword">https://www.e-survey.go.jp/onlinec/reissuePassword</a> なお、メールアドレスの登録が行われていない等で、上記の対応ができない場合は、パスワードの初期化を行いますので、下記「統計情報システム室オンライン調査担当」まで連絡してください。初期化手続き後に「ログイン情報」に記載の初期パスワードでログインし、再度、パスワードの変更をお願いします。
Q 3	「ログイン情報」を紛失してしまいました。
A 3	第三者の不正アクセスの原因となり得るため、至急下記「統計情報システム室オンライン調査担当」まで連絡してください。
Q 4	オンラインで提出できなくなりました。
A 4	Excelのバージョン変更や社内セキュリティ設定などにより、電子調査票の機能を利用いただけない場合があります。その場合は、紙調査票での提出に切替えをお願いします。本書2ページの「9. 調査票に関する連絡先」に「オンライン提出ができなくなったため紙調査票での提出に切替える。」ことを連絡の上、紙調査票にて提出してください。
Q 5	担当者（連絡先）が変更となりました。
A 5	本書28ページの「オンライン提出希望確認書【変更届】」をコピー（PDF形式）していただくか、下記問合せ先のサイト（URL）からExcel形式の「オンライン提出希望確認書【変更届】」を出力し、変更内容を含む全ての項目を記入の上、下記E-MAILまで提出してください。

### 【オンライン調査に関する問合せ先】

経済産業省大臣官房調査統計グループ 統計情報システム室オンライン調査担当

〔電話番号〕 03-3501-1090 〔E-MAIL〕 [bzl-stats-info@meti.go.jp](mailto:bzl-stats-info@meti.go.jp)

経済産業省HP オンラインによる統計報告（上記以外のQ&Aも掲載しています。）

（URL） <https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/onchotop.html>

ー お願い ー

「ログイン情報」は厳重に保管してください。担当者が替わられても「調査対象者ID」や「パスワード」の情報は継続して使用していただけます。

メール等での問合せの際には、「調査対象者ID」「担当者氏名」「電話番号」を記入してください。なお、セキュリティ確保のため「パスワード」は記入しないでください。

# 窯業・建材製品関係月報記入要領

## 目 次

ページ

1. 調査の目的	1
2. 秘密の保護	1
3. 調査の対象	1
4. 報告義務等	1
5. 調査期日及び調査期間	2
6. 調査票の提出先、部数、期日及び提出方法	2
7. 休業、廃業、転業及び名称変更等	2
8. 結果の公表	2
9. 調査票に関する連絡先	2
〔記入注意事項〕	
1. 一般事項	3
2. コード欄の記入について	3
3. 一括事業所の調査票の記入について	4
4. 共通調査項目別事項	4
(1) 製品欄	4
① 生産	4
② 受入	5
③ 消費	5
④ 出荷	5
⑤ 月末在庫	5
(2) 労務欄	6
① 月末従事者数	6
(3) 備考欄	6
〔月報別記入注意事項〕	
《ガラス製品・ほうろう鉄器月報》	7
1. 製品欄	
2. 生産能力欄	
《陶磁器月報》	11
1-1. 製品欄	
1-2. 製品欄	
2. 生産能力欄	
《ファインセラミックス月報》	14
1. 製品欄	
《板ガラス・安全ガラス・複層ガラス及びガラス繊維月報》	17
1. 製品欄	
2. 生産能力欄	
《セメント・セメント製品月報》	20
1. 製品欄	
2. 生産能力欄	
調査票のオンライン提出について	24
調査票様式	29



# 窯業・建材製品関係月報記入要領

この記入要領は、窯業・建材製品に関する経済産業省生産動態統計調査（基幹統計調査）の記入の仕方についてとりまとめたものです。

この調査の対象となる事業所の報告者は、この記入要領に従って調査票に正確に記入し、提出期日までに経済産業大臣へ提出してください。

## 1. 調査の目的

この調査は、鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とし、統計法に基づく基幹統計を作成するため、経済産業省が経済産業省生産動態統計調査規則によって実施するものです。

## 2. 秘密の保護

この調査により報告された記入内容は、統計法第41条によって保護されています。したがって、徴税事務などに使用されることはありません。

## 3. 調査の対象

この調査の対象事業所は、経済産業省生産動態統計調査規則に規定されており、窯業・建材製品（ガラス製品・ほうろう鉄器、陶磁器、ファインセラミックス、板ガラス・安全ガラス・複層ガラス・ガラス繊維、セメント・セメント製品）に関する調査票に記載された調査品目を生産する国内の事業所であって、「第1表 調査票、調査品目及び従事者区分」に掲げる従事者区分に該当する事業所（以下「工場」という。）です。

なお、調査品目について生産の委託などを行っている事業所で、経済産業大臣が指定する事業所（以下「一括事業所」という。）を含みます。

第1表 調査票、調査品目及び従事者区分

調査票及び調査品目	調査対象となる事業所の 従事者規模区分	備考
ガラス製品・ほうろう鉄器月報	ガラス製品 10人以上 ほうろう鉄器 20人以上	ほうろう鉄器製品のみを生産している事業所は20人以上の事業所が対象となります。
陶磁器月報	10人以上	
ファインセラミックス月報	5人以上	
板ガラス・安全ガラス・複層ガラス・ガラス繊維月報	全部	
セメント・セメント製品月報	セメント 全部 セメント製品 30人以上	セメント製品のみを生産している事業所は30人以上の事業所が対象となります。

## 4. 報告義務等

この調査の対象となる工場又は企業の管理責任者（報告者）は、調査票に掲げる事項について報告することが、統計法第13条（報告義務）で義務付けられているほか、必要に応じて、同法第15条（立入検査等）の規定の適用があります。

なお、報告者がこれらの規定に反し、報告を拒んだり、虚偽の報告をしたり、立入検査に応じない場合などには、同法第60条、第61条に基づいて罰せられることがあります。

## 5. 調査期日及び調査期間

この調査の調査期日は、毎月末日現在です。調査期間は、原則として毎月1日から末日までの1か月間となっています。やむを得ない場合は、一定の日（例えば25日、20日など）を定めて、その日から1か月前の期間を調査期間とすることは差し支えありません。

ただし、一度定めた調査期間は特別な事情がない限り変更しないようにしてください。

なお、調査期間を変更した場合は、調査票の備考欄にその旨を必ず記入してください。

## 6. 調査票の提出先、部数、期日及び提出方法

調査票は、経済産業大臣へ翌月15日までに1部提出してください。

調査票は、紙による提出のほか、オンラインによる提出方法があります。

なお、オンラインによる提出は「政府統計オンライン調査システム」を利用します。紙調査票報告事業所に対して12月に送付された、2026年用「調査関係書類一式」に同封の「内訳表」裏面に「ログイン情報（調査対象者ID・初期パスワード）」が記載されている事業所は、既に本システムの利用が可能です。記載がない事業所で、オンラインによる提出を希望される場合は、「調査票のオンライン提出について」（24～28ページ）を参照してください。

## 7. 休業、廃業、転業及び名称変更等

(1) 休業、廃業、転業、名称変更などの場合は、「9. 調査票に関する連絡先」に、その旨を連絡してください。

(2) 休業の場合は、調査品目の製品在庫がなくなるまで毎月調査票を提出してください。また、操業を再開した場合は、直ちに調査票を提出してください。

(3) 廃業又は転業の場合は、翌月の調査票から提出する必要はありません。

ただし、いずれの事由であっても、調査品目の製品在庫がある場合は、「9. 調査票に関する連絡先」にその旨を連絡し、指示に従ってください。

## 8. 結果の公表

この調査の集計結果は、「経済産業省生産動態統計速報」、「経済産業省生産動態統計確報」、「経済産業省生産動態統計年報」として、インターネットにより公表しています。

経済産業省生産動態統計調査のホームページ：

<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/seidou/>

## 9. 調査票に関する連絡先

【記入方法などに関する問合せ先】

<経済産業省生産動態統計調査事務局>

電話：0120-172-938（通話料無料）

[受付時間] 平日 9:00～18:00（平日12:00～13:00、土・日・祝日・年末年始を除く）

【調査に関する問合せ先】

経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室 資源・生活用品班

住 所 〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

電話代表 03-3501-1511 内線 2868

## 〔記 入 注 意 事 項〕

### 1. 一般事項

#### (1) 記入数字について

調査票の該当する欄に正確かつ明瞭に記入してください。

数字は全て算用数字を用い、単位未満は四捨五入してください。

実績があっても単位未満四捨五入で0になる場合は、「0」と記入してください。

実績がない場合は空欄としてください。

#### (2) 訂正等について

(調査票提出前)

調査票に、あらかじめ印刷されている情報に訂正がある場合は、赤色で二重線を引き訂正内容を記載してください。また、事業所番号、企業名、事業所名、本社又は本店所在地、事業所所在地、法人番号の印刷（印字）がない場合は、記載いただくようお願いします。

(調査票提出後)

報告数値等に訂正が生じた場合には、その都度速やか「9. 調査票に関する連絡先」（2ページ参照）の＜経済産業省生産動態統計調査事務局＞に報告してください。報告をもとに担当者が訂正内容（①～⑧）について確認しますので、訂正方法などについては、担当者の指示に従ってください。

- ① 企業名・事業所名・事業所番号・法人番号
- ② 調査票名・調査票番号
- ③ 品目名・品目番号
- ④ 調査項目名
- ⑤ 訂正期間
- ⑥ 訂正発生要因
- ⑦ 連絡先（担当部署名・担当者名・電話番号・FAX番号）
- ⑧ 訂正発生時期からの既報告値と訂正值

### 2. コード欄の記入について

(1) 提出調査票の該当月の記入は、調査票欄外（下段）の所定コード欄（年月分）に、1月～12月は01～12として2桁数字で記入してください。

(2) 事業所番号欄の都道府県（2桁）及び整理番号（8桁）欄には、この調査のために指定された番号を必ず記入してください。

なお、事業所番号は昨年と同じです。事業所番号が分からない場合は、調査票の提出先（9. 調査票に関する連絡先：2ページ参照）に照会してください。

例えば、1月分で事業所所在地が13（東京都）-00058015の場合は次のように記入します。

#### 【記入例】

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事 業 所 番 号							
			都道府県		整 理 番 号					
A 0 7	* * * *	2 0 2 6 0 1	1 3	0 0 0 5 8 0 1 5						

(3) 「法人番号」欄には、貴社の法人番号（13桁）を記入してください。

(4) この調査票の作成年月日を、調査票左下の所定箇所に記入してください。

### 3. 一括事業所の調査票の記入について

一括事業所の調査票とは、あらかじめ経済産業大臣から一括調査報告の指定を受けた事業所が作成するものです。指定を受けた事業所は、指定された品目について、下請事業所などの数値を取りまとめて記入してください。

ただし、一括調査報告の指定内容は事業所ごとに異なりますので、指定された内容をよく確認の上記入してください。

なお、調査票の記入に当たっては、当該事業所が報告すべき記入事項（4. 共通調査項目別事項、月報別記入注意事項）を参照の上記入してください。

### 4. 共通調査項目別事項

調査項目の記入は、調査品目（調査票記載品目）の製品を生産している工場の受払いを品目ごとに記入します。したがって、調査品目の製品を生産していない場合は、その品目欄の受払いを記入する必要はありません。

なお、〔月報別記入注意事項〕（7ページ以降）も必ず参照してください。

#### (1) 製品欄

##### ① 生産

調査期間中に国内にあるあなたの工場で、実際に生産（受託生産を含む。）した製品（調査票記載品目）の数量を次の点に注意して記入してください。

ただし、仕掛中の半製品は除きます。

ア. あなたの工場が他から受託して生産した製品は、受託者側であるあなたの工場の生産として計上してください。

イ. あなたの工場が他に委託して生産させた製品は、これを実際に生産した委託先で生産に計上しますので、あなたの工場の生産には含めないでください。

ウ. あなたの工場で他の製品に加工又は消費するために生産したものも含めてください。

エ. 生産金額は、契約価格又は生産者販売価格により評価した金額を記入してください。ここでいう契約価格又は生産者販売価格とは、企業の販売価格から積込み料、運賃、保険料、その他の諸掛りを除き、消費税を含めたものです。

なお、製品を包装又は梱包して出荷するものについては、その包装費又は梱包費は価格に含めてください。

注：その他の諸掛りには、積み下ろし料のほか、保税倉庫保管料、港湾運送費、船積費などがあります。

##### ② 受入

調査期間中にあなたの工場で生産している調査品目（調査票記載品目）と同一の製品で、工場又は倉庫に次の事由により受入れた数量を記入してください。ただし、受入欄のない調査票の場合は出荷及び在庫に含めてください。

ア. 他企業から購入したもの（輸入を含む。）

イ. 同一企業内の他工場から受入れたもの

ウ. 委託生産品及び委託加工品を委託先の工場（下請工場を含む。）から受入れたもの

エ. 返品（戻入れ）されたもの（廃棄品は除く。）

### ③ 消費

調査期間中にあなたの工場での他の製品の原材料、加工用として消費した数量を記入してください。

なお、自工場施設などへの設備投資、見本用、贈答用、展示用、試験研究用などの自家使用分は「消費」とはしないで、出荷欄の「その他」に計上してください。

### ④ 出荷

調査期間中にあなたの工場及び工場が契約の主体となって借受けている倉庫又は保管場所から、実際に出荷した数量及び販売金額を記入してください。

なお、出荷数量は次の事由により、「販売」、「その他」に区分して記入してください。

#### (販売)

ア. 販売業者又は消費者である他企業に直接販売したもの

イ. 販売することを目的として本社、営業所又は中継地など（これが契約の主体となって借受けている倉庫などを含む。）に出荷したもの

ウ. 受託生産品を販売業者（消費者を含む。）である委託者へ出荷したもの

ただし、委託者が同一調査品目を生産している生産業者である場合は、販売には計上しないで、出荷欄の「その他」に計上してください。

エ. 同一調査品目を生産していない同一企業内の他工場へ出荷したもの（全くの転売品）

オ. 輸出したもの（同一企業内の海外工場などへ出荷したものを含む。）

#### (その他)

ア. 同一調査品目を生産している同一企業内の他工場へ出荷したもの

イ. 同一企業内の他工場へ原材料として出荷したもの

ウ. 委託生産又は委託加工のための原材料として出荷したもの

エ. 受託生産品又は受託加工品で同一調査品目を生産している生産業者（委託者）へ出荷したもの

オ. 自家使用したもの（自工場施設などへの設備投資、見本用、贈答用、展示用、試験研究用など）

カ. 受入れた製品を返品したもの

#### (販売金額)

販売金額は、契約価格又は生産者販売価格により評価した金額を記入してください。

ア. ここでいう契約価格又は生産者販売価格とは、企業の販売価格から積込み料、運賃、保険料、その他の諸掛りを除き、消費税を含めたものです。

なお、製品を包装又は梱包して出荷するものについては、その包装費又は梱包費は価格に含めてください。

注：その他の諸掛りには、積み下ろし料のほか、保税倉庫保管料、港湾運送費、船積費などがあります。

イ. 委託者から原材料の供給を受け、加工賃を受け取る場合の価格は、原材料をその受給時の市価で購入したものとして算出してください。

### ⑤ 月末在庫

調査期間の末日現在において、あなたの工場で生産した調査品目の製品及び受入品で、あ

なたの工場及び工場が契約の主体となって借受けている倉庫又は保管場所に保管してある製品の数量を記入してください。

在庫には、販売済みのもので未引渡しとなっているものを含め、また、受託生産した製品を受託者が保管している場合は、受託者の在庫に計上します。

なお、1社1工場の場合、本社と工場が経理上区別されていない倉庫は、工場の所属とします。

(注) 製品欄に記載する数量については、調査項目間に次のバランス関係が成立します。

**(前月末在庫＋生産＋受入)－(消費＋販売＋その他出荷)＝月末在庫**

調査票に「受入」や「消費」の項目が設けられていないこと、又は廃棄、災害、棚卸などの事由により、このバランス関係が著しく崩れている場合は、備考欄にその事由を具体的に記入してください。

## (2) 労務欄

### ① 月末従事者数

調査期間の末日現在において、実際に生産及び管理その他の業務に常時従事する人数を「当該品目部門」及び「事業所」にそれぞれ記入してください。

ア. 従事者とは次のものをいいます。

(ア) 期間を定めず又は1か月以上の期間を定めて雇われている者。

ただし、親企業又は子会社への出向者、長期欠勤者（連続1か月以上）及び労働組合専従者は除きます。

(イ) 親企業又は子会社からの出向者、人材派遣会社からの派遣従業者などは(ア)に準じて扱います。

(ウ) 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者

(エ) 個人経営企業の事業主又は家族従業者のうち、常時その工場の業務に従事し、給与の支払いを受けている者

イ. 「当該品目部門」の従事者とは、調査品目の生産に従事する者をいいます。

なお、一貫工場又は兼業工場で2業種以上を兼業する工場は、それぞれの業種に区分して記入しますが、兼務している従事者及び補助、管理部門のような共通部門の従事者の数は、妥当な方法（生産額など）で分割してください。

ウ. 「事業所」の従事者とは、その工場全体の従事者をいいます。

なお、本社の従事者は原則として含めませんが、工場と本社が同一場所にあつて区分が困難な場合は含めても差し支えありません。

## (3) 備考欄

① 製品欄に掲げた調査品目の生産、販売、在庫などで、前月と比べ大幅な変動があった場合は、「〇〇〇向け需要増（又は需要減）」、「定期修理入り（又は定期修理明け）」、「事故」、「生産中止」、「棚卸」、「災害」など、差し支えない範囲で主な理由を注記してください。

なお、「定期修理入り」については、その設備の定期修理期間及び前回実施時期も合わせて注記してください。

② 生産能力に変化があった場合は、「増設」、「設備廃棄」、「生産能力の見直し」などの区別を記入してください。

## 〔月報別記入注意事項〕

### 《ガラス製品・ほうろう鉄器月報》

ガラス製品（調査票記載の調査品目）については、溶解炉又はるつぼ窯から産出された第一段階の製品を対象とします。したがって、溶解炉やるつぼ窯を持たず、ガラス素地を購入又は支給されて、これを加工若しくは組立てて完成品とする事業所は対象とはなりません。また、板ガラス及びその二次製品、ガラス繊維及び同基礎製品を生産する事業所は対象とはなりません。

ほうろう鉄器製品は、素地が鉄板製、鋳鉄製の完成品及び完成部品を実際に生産する工場が対象となります。したがって、銅ほうろう、七宝製品などの製品のみを生産する事業所は対象とはなりません。

#### 1. 製品欄

##### (1) 調査品目

次の区分に従って記入してください。

①～③については、加工又は組立てて完成品となる素地や中間製品が主として対象となります。

##### ① 電球類用・電子管用ガラスバルブ（管・棒を含む）

大型白熱電球用、小型白熱電球用、写真電球用バルブ、クリスマス電球用ガラスバルブ、けい光灯用ガラス管、水銀灯用バルブ、シールドビーム用ガラス、その他の電球用バルブ、受信用真空管用バルブ（高信頼度真空管用を含む。）、送信用真空管用バルブ、整流用バルブ、マイクロ波用真空管用バルブ、陰極線管用ガラス（ブラウン管用バルブ、パネル、ファンネル）、放電管用バルブ、X線用バルブ、その他の電子管用バルブ及びそれぞれの管、棒をいいます。

##### ② 光学用ガラス素地

眼鏡以外の光学用として用いられる素地をいい、フィルター用ガラスも含めます。

##### ③ 照明・信号用ガラスレンズ

交通機関や道路などの信号、標識用及び屋外、室内用の照明用又は機械、電気部品としての標識表示などの器具用並びに懐中電灯、自動車、電車などの照明に用いられるガラスレンズ及びグローブシェード、セミシールド用ガラスなどをいいます。

ただし、光学用及び眼鏡用レンズは除きます。

##### ④ 無アルカリガラス基板（数量は、面積「単位：1000 m<sup>2</sup>」で記入してください。）

フラットパネルディスプレイに使われるガラス基板のうち、アルカリを含まないガラス基板をいいます。

##### ⑤ ガラス製容器類

###### ア. 飲料用

###### a. 酒類用びん

清酒びん、ビールびん、焼酎びん、洋酒びん、みりんびん、果実酒びん、雑酒びん（前記以外のアルコールを含む飲料用びん）をいいます。

###### b. 清涼飲料用びん

炭酸水（サイダーびん、コーラびん、炭酸水びん）、無炭酸水及び無果汁飲料などを入れるびんをいいます。

###### c. し好・滋養飲料用びん

ジュース（果汁入り）びん、牛乳びん、ヨーグルトびん、乳酸菌飲料用びん、滋養・栄養ドリンクびんなどをいいます。家庭用の貯蔵用梅酒びん（広口）も含まれます。

## イ. 食料用・調味料用容器

食料用は、食料油、ジャム、らっきょう、塩から、はちみつ、水あめなどを入れるびん、調味料用は、しょう油、食酢、食塩、化学調味料、こしょう、カレー粉、ケチャップ、マヨネーズなどを入れるびんをいいます。

## ウ. 化粧品用容器

化粧品びん（仕上げ用、頭髪用、皮膚用などのびん）、香水及びオーデコロンびん、石けん及び洗剤用（薬品液状石けん用、ペースト状石けん用などの容器）、歯磨（水歯磨も含む。）などの容器をいいます。

## エ. 薬びん

一般薬・投薬びん、軟膏びん、工業用薬びん、試薬びん、培養びん、農薬びん、殺虫剤びんなどをいいます。ただし、ガラス管から加工されるものは除きます。

## ⑥ 台所・食卓用ガラス製品

### ア. コップ

細足コップ、タンブラーを含みます。

### イ. その他の台所・食卓用品（花びん・灰皿を含む）

ジョッキ（手つきコップも含む。）、コンポート、酒器、オードブルセット、果物しぼり器、なべ、コーヒー沸し、シチューパン、シェーカー、メジャーカップ（計量カップ）、氷入れ、小出し調味料入れ（しょう油差し、ソース差し、砂糖入れ、バター入れ、香辛料入れなど）、楊子入れ、水差し、ケーキスタンド、フルーツスタンド、フィンガーボール、ミキサー用カップ、耐熱ガラス製ちゅう房用器具、鉢・皿（鉢、ボール、わん、どんぶり、皿など）などの台所用品・食卓用品及び花びん・灰皿（花びん、水盤、その他の花器及び灰皿など）をいいます。

## ⑦ その他のガラス製品

玩具（マール球など）、置物（装飾用置物、額皿など）、茶道用品、趣味装飾用ガラス（香水ふき容器、ビーズ、光珠用など）、文具・事務用品（インキびん、インキスタンド、インキ消びん、ペン皿、ポスターカラーびん、文鎮、海綿つぼ、糊びんなど）、神仏器具、その他の容器類（靴墨入れ、染料入れ、家庭塗料用容器、陳列びん、魚漕など）、魔法びん用中びん、建設用ガラス（床、天窓用ガラスブリック、壁面用ブロックタイル、人造大理石など）、ガラス球及び棒（ラムネ用、人造真珠用原玉）、アラバスター用ガラス棒、標識用、漁具用、ガラス繊維用球又は棒など（電球類用、電子管用を除く。）、アンプル用、体温計、寒暖計、注射筒、錠剤びん用などのガラス管（電球類用、電子管用及び理化学・医学用を除く。）、眼鏡用ガラス素地、シャンデリア用ガラス、石英ガラス、ガラス粒、メーター用ガラス、多泡ガラスなどをいいます。

## ⑧ ほうろう鉄器製品

台所用品・食卓用品（なべ、湯わかし、ポット、ボール、漬物容器、バット、コップ、皿、水差し、保温プレートなど）、燃焼器具用部品（円筒、ストーブ、コンロ、オーブン、バーナー、電子レンジなど）、洋風浴槽、和風浴槽、浴槽に付属するほうろうエプロン、化学工業用タンク、反応管、蒸留管、化学実験用器具、内外製材（間仕切りを含む。）パネル、洗面器、洗面化粧台部品、たんつぼ、便器、清酒・ビール・ウイスキー・薬酒などの醸造用タンク、冷蔵庫の内箱、電気洗濯機の脱水槽、貯湯タンク、流し台、調理台、看板、標識板、電灯反射板、白板、チョークボード、サイロなどをいいます。

## 2. 生産能力欄

### (1) 生産能力一般算定基準

- ① 生産能力は、あなたの工場の生産諸条件が標準的な状態にある場合、その生産設備で生産

可能な最大生産量「単位：t」、「単位：1000 m<sup>3</sup>」とします。同一の生産設備から当該品目以外の品目が生産される場合は、過去の生産構成などからできる限り当該品目の生産能力を割り出してください。

なお、生産設備以外で生産のネック要因になりうるものについては、生産能力算定に当たって、これを考慮してください。

- ② 生産設備の対象範囲は、原則としてあなたの工場の現有生産設備とします。  
ただし、将来廃棄を予定して休止した設備及び現在休止している設備であって、再使用するには設備の更新に近い大改造を必要とするものは、含めないでください。
- ③ 操業時間及び操業日数は、あなたの工場の標準的なものとします。一時的な需給関係による操業時間及び操業日数の変動、行政的な制約などによる生産制限及びストライキなどは稼働率の変化とみなし、生産能力算定に当たって、考慮しないでください。
- ④ 労働力は、あなたの工場の生産設備（又は生産工程）に従事する標準的な人員とします。従事者数の一時的な変化は生産能力算定に当たって、考慮しないでください。

## (2) 品目別生産能力算定基準

調査品目ごとの生産能力算定基準は、下記のとおりです。具体的に条件設定がなされている品目（算式が示されているもの）については、それらの条件に基づいて生産能力を算定してください。

### [光学用ガラス素地]

#### ① 対象品目の範囲及び対象設備

光学用ガラス素地を生産する溶解炉の月間生産能力及び引き出し量とします。

#### ② 1日の操業時間

24時間とします。

#### ③ 1か月の操業日数

30.4日（365日／12）とします。

#### ④ その他

「引き出し量」（生産能力欄に掲げられた 0401A）には、能力に対応する生産量として、溶解炉から実際に引上げた量（引き出し量）を記入します。引上げ量の算出が困難な場合は、当該品目の生産量と歩留り率から換算するなどの方法により算出してください。

### [ガラス製容器類]

ガラス製容器類の生産能力は、次の「連続式溶解炉」と「るつぼ窯」別に算出し、その合計数値を当該品目欄（生産能力欄に掲げられた 0402B）に記入してください。

#### ① ガラス製容器類（連続式溶解炉を用いて生産している事業所）

##### ア. 対象品目の範囲及び対象設備

ガラス製容器類を生産する溶解炉の月間生産能力及び引き出し量とします。

##### イ. 1日の操業時間

24時間とします。

##### ウ. 1か月の操業日数

30.4日（365日／12）とします。

##### エ. その他

「引き出し量」（生産能力欄に掲げられた 0402A）には、能力に対応する生産量として、溶解炉から実際に引上げた量（引き出し量）を記入します。引上げ量の算出が困難な場合は、当該品目の生産量と歩留り率から換算するなどの方法により算出してください。

② ガラス製容器類（るつぼ窯を用いて生産している事業所）

ア. 対象品目の範囲及び対象設備

ガラス製容器類を生産する、るつぼ窯の月間生産能力及び引き出し量とします。

イ. 算 式

月間生産能力＝炉床に設置可能な「るつぼ窯」の全容量×標準的な年間稼働日数／12

ウ. その他

「引き出し量」（生産能力欄に掲げられた 0402A）には、能力に対応する生産量として、るつぼ窯から実際に引上げた量（引き出し量）を記入します。引上げ量の算出が困難な場合は、当該品目の生産量と歩留り率から換算するなどの方法により算出してください。

[無アルカリガラス基板]

① 対象品目の範囲及び対象設備

無アルカリガラス基板を生産する生産工程の月間生産能力とします。

② 1日の作業時間

各工場の標準的な稼働時間とします。

③ 1か月の作業日数

30.4日（365日／12）とします。

④ 算 式

月間生産能力＝ $\Sigma$ 加工上がりライン（ $\text{m}^2$ ／1日）×歩留り率×30.4日  
歩留り率は、通常の生産技術条件を前提にして事業所ごとに定めます。

## 《陶磁器月報》

陶磁器については、土器（全く施釉<sup>せゆう</sup>していない粘土製品）、瓦、陶管及び陶びん、一品製作的芸術品は調査の対象としていませんので、これらの製品のみを生産する事業所（工場）は対象とはなりません。

また、調査品目のうち「台所・食卓用品」及び「玩具・置物」の上絵付加工を専ら行っている事業所も対象とはなりません。

注：調査品目のうち「台所・食卓用品」及び「玩具・置物」を生産する事業所（一貫生地メーカーなど）が生地を支給して上絵付加工を委託した場合は、その製品の生地代に上絵付加工料金を上乗せして「販売金額」欄に記入してください。

### 1-1. 製品欄

#### (1) 調査品目

次の区分に従って記入してください。

#### ① タイル（数量は、面積「単位：㎡」で記入してください。）

##### ア. 外装タイル（50 cm<sup>2</sup>を超えるもの）

構築物の外装に用いられる表面積 50 cm<sup>2</sup>を超えるもので、いわゆるニュー小口（縦 50 mm、横 100 mm）以上のものをいい、うわぐすりの有無を問いません。形状には、平面、粗面、石目、スクラッチなどがあります。

ただし、施釉<sup>せゆう</sup>したものには窯変、その他特殊なもの（テラコッタなど）を含めます。

##### イ. 内装タイル（50 cm<sup>2</sup>を超えるもの）

構築物の内装に用いられる表面積 50 cm<sup>2</sup>を超える陶器質、磁器質又はせつ器質<sup>せゆう</sup>の施釉<sup>せゆう</sup>したものをいいます。役物（角に使用する付属タイル）も含めます。

##### ウ. 床タイル（50 cm<sup>2</sup>を超えるもの）

屋内、屋外を問わず床に用いられる表面積 50 cm<sup>2</sup>を超えるもので、表面は無釉<sup>むゆう</sup>のものが普通です。表面形状は、無地、かご目、布目、斜線、万華、うず巻、四つ目、立すじ、十字などがあり、一般的には磁器床用タイル、クリンカータイル、階段タイルなどをいいます。

##### エ. モザイクタイル（陶片）（50 cm<sup>2</sup>以下のもの）

裏打ち張りなど加工してない陶片で、いわゆるモザイクタイル一次製品をいい、材質は陶器質、磁器質又はせつ器質<sup>せゆう</sup>で、外装、内装、床などに用いられます。

なお、形状は4角形、6角形、角形、スレンダー、オブロング、その他の変形などがあります。

#### ② 衛生用品（数量は、個数「単位：個」で記入してください。）

##### ア. 水洗式大便器

水洗式の和風・洋風大便器及び両用便器をいいます。

##### イ. 水洗式小便器

水洗式の小便器をいいます。

##### ウ. 洗面手洗器

各種の洗面器、手洗器をいいます。

##### エ. タンク・流し類

水洗式トイレの洗浄用タンク及び洗濯用、調理用などの流し類をいいます。

#### ③ 電気用品（数量は、重量「単位：kg」で記入してください。）

## ア. がい子（がい管を含む）

がい（碍）子には、架線用及び機器用（がい管を含む）に使用されるもので、下記の定義に従い「特別高圧用」と「高・低圧用」に区分して記入してください。

### a. 特別高圧用がい子

特別高圧用がい子は、「電気事業法第39条第1項及び第56条第1項の規定に基づき、電気設備に関する技術基準を定める省令第2条の電圧の区分のうち、7,000Vを超えるもの」に使用されるものをいいます。

なお、がい子は金具を取付けられない状態のものを記入してください。

### b. 高・低圧用がい子

高・低圧用がい子は、同区分のうち、「低圧は直流750V、交流600V以下、高圧は直流750V、交流600Vを超え7,000V以下のもの」に使用されるものをいいます。

なお、がい子は金具を取付けられない状態のものを記入してください。

## 品目例示

### ○ 架線用がい子

電力の送電線及び配電線、通信線、電車線などに使用されるもので、懸垂がい子、長幹がい子、引留がい子、ピンがい子、ラインポストがい子、DV線引込がい子、玉がい子、井形がい子、ネオンがい子、通信がい子などがあります。

### ○ 機器用がい子（がい管を含む）

変圧器、断路器、開閉器、コンデンサ、遮断器、計器用変成器、電力ヒューズ、避雷器などの機器に使用されるがい子及び壁ぬき、床ぬき、屋根ぬきなどの導入線の絶縁に使用されるもので、ピン形支持がい子、ポスト形支持がい子、ドラムがい子、多ひだ支持がい子、円錐形支持がい子、変圧器、開閉器及び遮断器用ブッシング、油入ブッシング用外殻がい管、避雷器用外殻がい管、柱上変圧器用がい管、ケーブルヘッド用がい管、高圧カットアウトなどがあります。

## イ. その他の電気用品

コンセント、ソケット、配線器具用プラグ、電熱器部品、コイルボビンなど電気機械器具・装置の部品及び配電資材などの電気絶縁に用いられるものをいいます。

## 1-2. 製品欄

### (1) 調査品目

次の区分に従って記入してください。

- ① 台所・食卓用品（生産重量は「単位：kg」、生産金額は「単位：千円」で記入してください。）

#### ア. 和飲食器

茶わん類、どんぶり類、深・浅鉢類、<sup>ふたはちるい</sup>蓋鉢類、皿類、湯のみ類、番茶・せん茶わん類、酒器類、土びん・急須類、汁差し類、<sup>ふたものるい</sup>蓋物類、その他（<sup>さじ</sup>匙、<sup>ちりれんげ</sup>散連華、箸立て、箸置など）をいいます。

#### イ. 洋飲食器

磁器質、陶器質及び骨灰磁器（ボンチャイナ）などの軟磁器も含めます。

#### ウ. その他の台所・食卓用品

調理用品（すり鉢、おろし器、レモンしぼりなど）、料理用品（なべ、かま、ゆきひら、キャセロールなど）、貯蔵用品（つぼ、かめなど）をいいます。

- ② 玩具・置物（生産重量は「単位：kg」、生産金額は「単位：千円」で記入してください。）

玩具（人形、貯金箱、箱庭用品など）、置物（装飾用置物、額皿、招き猫、香炉、ランプスタンド及び笠など）をいいます。華道用品（花びん類、花かご、水盤、花留め、水差しな

ど)、茶道用品(まっ茶茶わん、茶入れ、水差し、杓立<sup>しゃくたて</sup>、風炉<sup>ふうろ</sup>など)、趣味装飾用品(ブローチ、帯留め、カフスポタン、ボタンなど)、喫煙用品(灰皿、煙草入れ)などを含めます。

ただし、台所用品、食卓用品などとして実用にも使用されるものは、台所・食卓用品に含めてください。

## 2. 生産能力欄

### (1) 対象品目の範囲及び対象設備

タイル(外装、内装、床、モザイク)を生産するための焼成炉で、「トンネルキルン」、「ローラーハースキルン」、「その他の炉」の合計の月間生産能力を「単位：m<sup>2</sup>/月」で記入してください。

ただし、将来廃棄を予定して休止した設備及び現在休止している設備であって、再使用するには設備の更新に近い大改造を必要とするものは、含めないでください。

### (2) 操業時間及び日数

操業時間及び日数は、各事業所で定められた標準的なものとします。一日中稼働している場合は24時間とします。

なお、一時的な需給関係による操業時間又は操業日数の変動、行政的な制約などによる生産制限及びストライキなどは稼働率の変化とみなし、生産能力算定に当たって、考慮しないでください。

### (3) 労働条件

労働力は、生産設備に応じた標準的な人員及び質を前提とします。

### (4) 原材料及び燃料

当該品目としての平均的な品質を前提とすることが困難な場合は、各事業所において使用される平均的な品質を前提として差し支えありません。

### (5) 算 式

月間生産能力＝焼成炉設計時能力(年間)／12 又は算定した年間能力／12

### (6) その他

製造する品目によって生産能力が大きく異なる場合は、主要品目若しくは標準的な品目(JIS規格など)を製造した場合の生産能力を算出してください。

生産能力に変化が生じた場合(設備投資などに伴う増設、増強など)は、生産能力記入欄に新しい生産能力を記入し、その理由を備考欄に記入してください。

## 《ファインセラミックス月報》

ファインセラミックスとは、高度に精製された高純度の合成微粉末（アルミナ、ジルコニア、チタン、ステアタイト、ホルステアライト、ベリリア、マグネシア、ムライト、フェライト、コージライトなど）を原料とした磁器をいい、これらの製品を生産している事業所が対象となります。

### 1. 製品欄

#### (1) 調査品目

次の区分に従って記入してください。

##### ① 機能材

機能材とは、ファインセラミックスが持っている電氣的、電子的、磁氣的、光学的、化学的、生化学的などの特性を利用した部材（部品及び材料）をいいます。

##### ア. パッケージ

集積回路（IC チップ、LSI など）、機能素子及び回路を雰囲気（ガス、水蒸気などの外気）から保護し、入出力を伝えるためのセラミックス製の外囲器をいいます。

##### a. 集積回路用パッケージ

サーディップ（セラミックベースに金属製リードフレームを低融点ガラスを用い封着して外部端子を構成することを特徴とするもので、セラミックキャップを含みます。）、多層・単層の集積回路用パッケージをいいます。

なお、外囲器の全部及び一部がセラミックスで構成されているものを含み、セラミック絶縁層の層数は問いません。

##### b. 機能回路用パッケージ

コンデンサ、インダクタ、ストリップライン、圧電デバイス、SAW、水晶振動子、CCD、CMOS センサなどの素子や回路モジュールのパッケージをいいます。マルチチップ、光デバイス、光モジュール、光電気モジュール用なども含みます。

##### イ. 基板（白基板）

セラミックス製の基板であって、これに厚膜法、薄膜法、その他の方法で導体配線、抵抗体などを形成するために使用される白基板をいいます。接続用や組立て用の穴加工を施したものも含みます。

なお、厚膜法、薄膜法などにより回路機能を形成したもの（セラミックス製回路基板）は「機械器具月報（その35）電子部品」の調査品目ですので、ここには含めないでください。

##### ウ. 圧電機能素子

セラミックス（薄膜、単結晶などを含む。）の持つ圧電特性を利用したもので、圧電フィルタ、セラミック発振子、超音波振動子、圧電ブザー素子、スピーカー用圧電セラミック素子、圧電着火素子やアクチュエータ、加速度などの物理量センサや SAW デバイスをいいます。

なお、水晶振動子は「機械器具月報（その35）電子部品」の調査品目ですので、ここには含めないでください。

## エ. ガスセンサ素子

セラミックスやセラミックスの表面に形成された膜の持つ選択的な雰囲気（酸素、一酸化炭素、炭化水素、アルコール、都市ガス、LPG、自動車排気ガス及び水蒸気などのガス）の吸脱着などによるインピーダンス変化を利用したもので、ガスの濃度測定検出に用いられるセンサ素子をいいます。湿度センサ素子も含まれます。

## オ. 生体用部材

人工骨、人工歯根、人工歯冠、人工関節など生体に使用されるセラミックス製の充填材や部材をいいます。粉末、ペースト状のものを含まれます。

## カ. その他の機能材

上記品目（ア～オ）に属さない機能材であって、光ファイバや光導波の接続端子において光軸を合わせるためのコネクタ用に用いられるセラミックス製部品・部材（セラミックフェルール、スリーブ、スペーサなど）、太陽電池、蛍光体、光学偏向素材、高圧ナトリウム用管、光・光磁気・磁気用の記録・読み出しヘッド、電子カメラモジュール、光アイソレータなどに用いられるセラミックス製の部品・部材を含まれます。機械機構部品などに用いられる光学用のセラミックス部品・部材も含まれます。

ただし、パッケージは除きます。また、電極部材（電子銃用熱陰極、電子ビーム露光材など）、発熱体、電池用部材などをいいます。熱電素子や部材集電素子を含まれます。

なお、コネクタ、セラミックコンデンサ（コンデンサ素子）、磁気ヘッドは「機械器具月報（その35）電子部品」、光電変換素子、サーミスタ、バリスタは「機械器具月報（その36）電子管、半導体素子及び集積回路」、光ファイバ製品は「非鉄金属製品（電線・ケーブル）、光ファイバ製品月報」の調査品目ですので、ここには含めないでください。

## ② 構造材

構造材とは、ファインセラミックスが持っている耐熱性、硬質・耐磨耗性、耐食性、熱放射性、高温高強度性、軽量性などの特性を利用した部材（部品を構成する材料で、ここでは生産数量、金額の把握できる最小ユニットをいう）をいいます。

ア. 触媒担体・セラミックフィルタ（数量は、重量「単位：kg」で記入してください。）

### a. 触媒担体

自動車排気ガス浄化処理や化学合成用などの触媒を担持<sup>たんじ</sup>するためのセラミックス製の触媒担体であって、ハニカム状や三次元多孔体などの形状を有するものをいいます。

### b. セラミックフィルタ

目的とする物質を分離するための微細な貫通孔を有するセラミック多孔体で、水、ガスなどの浄化用セラミックフィルタをいいます。

## イ. 耐熱材

セラミックスの持つ耐熱性、高温高強度性を利用した部材で、製鉄製鋼用設備部材（加熱炉スキッドボタン、加熱炉ラジアントチューブなど）、半導体及び耐熱材製造用治具（セッター、炉芯管、均熱管、るつぼ管など）、熱機関（ガスタービン、スターリングエンジン、レシプロエンジンなど）などに用いられるものをいいます。スパークプラグ部材のセラミックも含まれます。

#### ウ. 工具材

セラミックスの持つ硬質・耐摩耗性を利用した部材で、セラミックコーテッド工具、サーメット工具、セラミック工具などに用いられるものをいいます。

なお、ダイヤモンド工具、C(W)BN 工具は「機械器具月報（その24） 機械工具」の調査品目ですので、ここには含めないでください。

#### エ. 耐摩耗・耐食材

セラミックスの持つ耐摩耗・耐食性などの特性を利用した部材で、メカニカルシール、ポンプ部品、掘削装置部品、バルブ、軸受、サンドプラストノズル、スプレーノズル、ロール、クラッシャーライナー、ボールミル、ライナー、ワイヤガイド、テープガイド、糸道などに用いられるものをいいます。

#### オ. その他の構造材

上記品目（ア～エ）に属さない構造材であって、生活文化材（宝飾品、包丁、はさみなど）、原子炉用材などをいいます。

## 《板ガラス・安全ガラス・複層ガラス及びガラス繊維月報》

この調査票を提出する事業所は、板ガラス・安全ガラス・複層ガラス及びガラス繊維を生産している事業所です。

### 1. 製品欄

#### (1) 調査品目

##### ① 板ガラス

板ガラスには「普通・変り板ガラス」と「フロート・みがき板ガラス」の合計を記入してください。

単位：換算箱は厚さ2mm、面積9.29平方メートル（100平方フィート）を基準に換算した箱数をいいます。

##### ア. 普通・変り板ガラス

透明ガラス、すり板ガラス、色板ガラス（熱線吸収ガラス）、変り板ガラス、網入型板ガラス、波板ガラス及び溝型ガラスをいいます。

##### イ. フロート・みがき板ガラス

網、色の有無を問わず、両面又は片面をみがき研磨したもの及びフロート式製法、デュープレックス製法によるみがき板ガラスをいいます。

##### ② 安全ガラス

##### ア. 合わせガラス

通常、2枚の板ガラスにポリビニルブチラール膜を間に入れ、加工密着した板ガラスをいいます。次の用途に従って「自動車用及び鉄道車両用」と「その他の合わせガラス」に記入してください。

##### a. 自動車用及び鉄道車両用合わせガラス

自動車用及び鉄道車両用の合わせガラスをいいます。したがって、強化ガラスは含めなくてください。

##### b. その他の合わせガラス

自動車用及び鉄道車両用以外の合わせガラスで、建築用、家具用、船舶用などをいいます。

##### イ. 強化ガラス

板ガラスに焼入強化を行ったもので、部分強化された製品も含めます。

##### ③ 複層ガラス

通常、2枚以上の板ガラスの周囲を封着し、その中間に乾燥気体を密封したものをいいます。片面、または両面に安全ガラスを使用する場合も含めます。

##### ④ ガラス短繊維

「その他のガラス短繊維」には、筒、綿、ブランケット、フィルターなどの短繊維製品を記入してください。

##### ⑤ ガラス長繊維

「その他のガラス長繊維」には、長繊維を用いたテープ、パウダー、ガラスロープ、フィルターなどの長繊維製品を記入してください。

## 2. 生産能力欄

### [素板ガラス合計]

#### (1) 対象品目の範囲と対象設備

月間生産能力は素板ガラスを生産する溶解炉の月間公称能力を「単位：換算箱」で記入してください。

月間生産量は、当該月に成形炉から出炉した量を「単位：換算箱」で記入してください。

生産設備の対象範囲は、原則としてあなたの工場の現有生産設備とします。

ただし、将来廃棄を予定して休止した設備及び現在休止している設備であって、再使用するには設備の更新に近い大改造を必要とするものは、含めないでください。（報告時点で廃棄予定のない休業中の設備は、生産能力に含めます。）

#### (2) 操業時間及び日数

① 1日の操業時間は、24時間とします。

② 1か月の操業日数は、30.4日（365日／12）とします。

#### (3) 原材料及び燃料

当該品目として平均的な品質の原材料及び燃料を前提とし、量的な制約は考慮しません。

なお、当該品目としての平均的な品質を前提とすることが困難な場合は、各事業所において使用される平均的な品質を前提として差し支えありません。

#### (4) 算 式

月間生産能力＝1日当たり引上量×歩留率／45 kg×30.4日

歩留率は、通常の生産条件を前提にして事業所ごとに定めます。

### [安全ガラス]

#### (1) 対象品目の範囲と対象設備

月間生産能力は、安全ガラス全体（合わせガラス、強化ガラス）を生産する成形炉の月間生産能力を「単位：㎡」で記入してください。したがって、複層ガラスは範囲に含めないでください。

生産設備の対象範囲は、原則としてあなたの工場の現有生産設備とします。

ただし、将来廃棄を予定して休止した設備及び現在休止している設備であって、再使用するには設備の更新に近い大改造を必要とするものは、含めないでください。（報告時点で廃棄予定のない休業中の設備は、生産能力に含めます。）

#### (2) 操業時間及び日数

① 1日の操業時間は、各事業所における通常の操業時間とします。例えば、1直8時間で通常の操業体制が2直の事業所では、16時間としてください。

② 1か月の操業日数は、各事業所における通常の年間操業日数の12分の1とします。

#### (3) 原材料及び燃料

当該品目として平均的な品質の原材料及び燃料を前提とし、量的な制約は考慮しません。

なお、当該品目として平均的な品質を前提とすることが困難な場合は、各事業所において使用される平均的な品質を前提として差し支えありません。

### [ガラス短繊維、ガラス長繊維]

#### (1) 対象設備

月間生産能力は原繊維を生産する次の設備と月間生産量を「単位：t」で記入してください。

溶解炉……ガラス短繊維及びガラス長繊維DM法

再溶解炉……ガラス長繊維MM法

月間生産量は、当該月に溶解炉又は再溶解炉から出炉した量を「単位：t」で記入してください。

生産設備の対象範囲は、原則としてあなたの工場の現有生産設備とします。

ただし、将来廃棄を予定して休止した設備及び現在休止している設備であって、再使用するには設備の更新に近い大改造を必要とするものは、含めないでください。（報告時点で廃棄予定のない休業中の設備は、生産能力に含めます。）

## (2) 操業時間及び日数

- ① 1日の操業時間は、24時間とします。
- ② 1か月の操業日数は、30.4日(365日/12)とします。

## (3) 原材料及び燃料

当該品目としての平均的な品質の原材料及び燃料を前提とし、量的な制約は考慮しません。

なお、当該品目としての平均的な品質を前提とすることが困難な場合は、各事業所において使用される平均的な品質を前提として差し支えありません。

## (4) 算 式

ガラス短繊維及びガラス長繊維 DM 法

$$\text{月間生産能力} = \Sigma \text{各炉当たり溶融ガラス引出量(t/日)} \\ \times \text{紡糸歩留率} \times \text{ブッシング運転率} \times 30.4 \text{ 日}$$

ガラス長繊維MM法

$$\text{月間生産能力} = \Sigma \text{ブッシング当たり溶融ガラス引出量(t/日)} \\ \times \text{紡糸歩留率} \times \text{ブッシング運転率} \times 30.4 \text{ 日}$$

- ① 紡糸歩留率は、通常の生産条件を前提にして、事業所ごとに定めます。
- ② ブッシング運転率は、通常の生産条件及び正常な需給状況を前提にし、必要不可欠な切替修理により停止する時間などを考慮して算出します。

## 《セメント・セメント製品月報》

この調査票を提出する事業所は、セメント、クリンカ及びセメント製品を生産している事業所です。

セメントには水硬性と気硬性のものがありますが、本調査では気硬性は除きます。

固化材を生産するために原材料として使用されるセメント（固化材原料用セメント）については、その生産、受入、消費、出荷、在庫を使用した品種のセメント欄に含めて記入してください。なお、「固化材」そのものは調査の対象とはなりません。

セメント製品は原則として成型され養生に入った時点、板状製品は検査を終了した時点で秤量します。製品は JIS 規格品及びこれに準じたもの、全てが対象となります。

### 1. 製品欄

#### 【セメント】

##### (1) 調査品目

ポルトランドセメント（早強・中庸熟、普通）、高炉セメント、その他のセメント及びクリンカについて、受け払いを記入してください。

- ① 「早強・中庸熟セメント」には、超早強セメントを含めます。
- ② 「その他のセメント」には、白色ポルトランドセメント、シリカセメント、フライアッシュセメント、耐硫酸塩セメント、膨張セメント、低熱ポルトランドセメント、エコセメントなどを記入してください。
- ③ 固化材原料用セメントは使用した品種のセメント欄へ含めて記入してください。

##### (2) 調査項目

###### ① 生産

ア. 「ポルトランドセメント」の生産には、あなたの工場では混合セメント（フライアッシュセメント、高炉セメント、シリカセメントなど）用に加工するものを除いた数量を記入してください。

なお、固化材原料用セメントは使用した品種のセメント欄へ含めて記入してください。

イ. 「クリンカ」の生産には固化材原料用クリンカ生産も含めて記入してください。

###### ② 受入

固化材原料用セメントを受け入れた場合は使用した品種のセメント欄へ含めて記入してください。

###### ③ 消費

ア. セメントの消費については、「①生産」で述べたとおり、混合セメントにするものを含まない生産量としたため、混合セメントを生産するための「ポルトランドセメント」の消費は記入しないでください。

ただし、固化材の生産のために消費した固化材原料用セメントの数量のみ使用した品種のセメント欄へ含めて記入してください。

イ. 「クリンカ」の消費は、セメント及び固化材原料用セメントの製造用に消費した数量を記入してください。

###### ④ 出荷

固化材原料用セメントを出荷した場合は使用した品種のセメント欄へ含めて記入してください。

## ⑤ 月末在庫

固化材原料用セメントの在庫は使用した品種のセメント欄へ含めて記入してください。

### 【セメント製品】

#### (1) 調査品目

あなたの工場でその他の製品に加工するものは生産に含め、現場で施行（現場打ち）するものは含めません。

##### ① 遠心力鉄筋コンクリート製品

遠心力を応用し、成形機によりコンクリートを締め固めた製品をいい、管、ポール、パイルの製品ごとに「単位：t」で記入してください。

なお、プレストレストコンクリート製品で、遠心力を応用した、管、ポール、パイルも含めてください。

##### ア. 管

ヒューム管（遠心力鉄筋コンクリート管）といわれる製品で、普通管、圧力管、特殊管などをいいます。

##### イ. ポール

従来の木柱に代る柱で、耐久性、不燃性の柱として用いられるものをいいます。

##### ウ. パイル

いわゆる「くい」で、建築用基礎くい、土木用くいをいいます。なお、高温、高圧、蒸気養生された AC パイル及び外殻鋼管付きコンクリートパイルなども含めてください。

##### ② 空洞コンクリートブロック

空洞のあるコンクリートブロックで、不燃性資材として、建築用（壁体、張壁、間仕切用など）と、塀、サイロ、トンネル内壁などに用いられるコンクリートブロックをいい、形状により、基本ブロック、異形ブロックがあります。記入する場合は、各種サイズの空洞コンクリートブロックを標準形（長さ 40cm × 高さ(幅)20cm × 厚み 10cm）に換算し、換算個数合計を「単位：千個」で記入してください。

##### 基本ブロックの換算例

長さ	高さ(幅)	厚み	換算値
10 cm	400 mm	200 mm × 100 mm	1.0 個
15 cm	400 mm	200 mm × 150 mm	1.5 個
19 cm	400 mm	200 mm × 190 mm	1.9 個

なお、異形ブロックについては、半切ブロック 2 個をもって 1 個とし、その他の異形ブロック（隅用、横筋、その他）は標準形に換算し記入してください。

##### ③ 護岸用コンクリートブロック

護岸、築堤、<sup>のりおおい</sup>法覆、<sup>のりと</sup>法止めなどに用いられるコンクリートブロックをいい、積（間知ブロック）、張（平張ブロック）、連結、法枠の品種があり、これらの合計を「単位：t」で記入してください。

##### ④ 道路用コンクリート製品

道路の路面舗装、排水用側溝<sup>そっこう</sup>、境界線などに用いられるコンクリート製品をいいます。

道路用コンクリート平板、鉄筋コンクリート U 形、U 形用蓋<sup>ふた</sup>、コンクリート及び鉄筋コンクリート L 形、コンクリート境界ブロック、インターロッキングブロックなどがあり、これらの合計を「単位：t」で記入してください。

なお、下水道用マンホール側塊、組合せ暗渠<sup>あんきよ</sup>ブロックは除外してください。

##### ⑤ プレストレストコンクリート製品

PS コンクリート製品（鋼弦コンクリート製品）といわれるもので、はり・けた、その他

について、「単位：t」で記入してください。

なお、その他のプレストレストコンクリート製品とは、枕木、矢板、階段のふみ板、屋根板、床板、カーテンウォールなど（現場生産のボックスカルバートを除く。）をいいます。

また、プレテンション方式（工場生産）のみを対象とし、ポストテンション方式（現場生産）は除きます。ただし、工場内でポストテンション方式で製作したものは含めます。

#### ⑥ 木毛・木片セメント板

木毛・木片セメント板は、厚み 15 mm × 幅 91 cm × 長さ 182 cm を基準として換算し、換算枚数合計を「単位：千枚」で記入してください。

#### ⑦ 気泡コンクリート製品（ALC 製品）

ALC とは Autoclaved Lightweight Concrete の略で、オートクレーブ養生<sup>ようじょう</sup>した軽量気泡コンクリートパネルのことです。セメントなどの石灰質原料とけい砂などのけい酸質原料にアルミ粉末を加えて発泡させ、気泡安定剤を加え混合した原料を防錆処理した補強鉄筋をセットした型枠に流し込み、発泡させながら成形したものを高温高压蒸気養生して作られたものです。パネル状（板状）のものを「単位：m<sup>3</sup>」で記入してください。

## 2. 生産能力欄

### (1) セメント（クリンカ）

#### ① 対象品目及び対象設備

クリンカを生産する焼窯の月間生産能力とします。

ただし、将来廃棄を予定して休止した設備及び現在休止している設備であって、再使用するには設備の更新に近い大改造を必要とするものは、含めないでください。

#### ② 操業時間及び日数

ア. 1日の操業時間は、24時間とします。

イ. 1か月の操業日数は、26.7日とします。

#### ③ 原材料及び燃料

当該品目として平均的な品質の原材料及び燃料を前提とし、量的な制約は考慮しません。

なお、当該品目としての平均的な品質を前提とすることが困難な場合は、各事業所において使用される平均的な品質を前提として差し支えありません。

#### ④ 算 式

各焼窯の直近2か年における年度平均1時間当たり焼出量の高い方の年の「1時間当たり焼出量×640時間」を当該焼窯の1か月間の能力とし、事業所内の全ての焼窯の能力を加算して事業所の能力とします。新規稼働及び改造した焼窯については、火入後1年間、公称能力（月算）を算入します。

### (2) 遠心力鉄筋コンクリート製品（ポール・パイル）

生産能力は下記の生産能力算定基準によって算出します。

なお、プレストレストコンクリート製品で、遠心力を利用したポール・パイルは生産能力の対象品目となります。

#### ① 対象設備

製柱機の生産能力とします。

多品種を生産している工場では、特定の品種を集中的に生産する場合の能力ではなく、過去の実績などを勘案した標準的な品種構成で生産するときの能力を算出します。

ただし、将来廃棄を予定して休止した設備及び現在休止している設備であって、再使用するには設備の更新に近い大改造を必要とするものは、含めないでください。

② 操業時間及び操業日数

ア. 1日の操業時間は、労働協約時間とします。

イ. 1か月の操業日数は、労働協約日数/12とします。

なお、一時的な需給関係による操業時間又は操業日数の変動、行政的な制約などによる生産制限及びストライキなどは稼働率の変化とみなし、生産能力算定に当たって、考慮しないでください。

③ 技術条件

各設備（年代差を含む。）における標準的な技術条件を前提とし、原料の前処理法の進歩、製造工程の技術的な改良及び設備の部分的改良などにより、生産能力に変化があった場合は、生産能力を改定してください。

④ 労働条件

労働力は、各設備に応じた標準的な人員及び質を前提とします。

(3) 気泡コンクリート製品（ALC）

生産能力は下記の生産能力算定基準によって算出します。

① 対象設備

オートクレーブの年間公称能力とします。

ただし、将来廃棄を予定して休止した設備及び現在休止している設備であって、再使用するには設備の更新に近い大改造を必要とするものは、含めないでください。

② 操業時間及び操業日数

ア. 1日の操業時間は、24時間とします。

イ. 年間操業日数は、365日とします。

なお、一時的な需給関係による操業時間又は操業日数の変動、行政的な制約などによる生産制限及びストライキなどは稼働率の変化とみなし、生産能力算定に当たって、考慮しないでください。

③ 技術条件

各設備（年代差を含む。）における標準的な技術条件を前提とし、原料の前処理法の進歩、製造工程の技術的な改良及び設備の部分的改良などにより、生産能力に変化があった場合は、生産能力を改定してください。

④ 労働条件

労働力は、各設備に応じた標準的な人員及び質を前提とします。

⑤ 原材料及び燃料

当該品目としての平均的な品質の原材料及び燃料を前提とし、量的な制約は考慮しません。

⑥ 算式

月間生産能力＝年間能力/12×歩留率

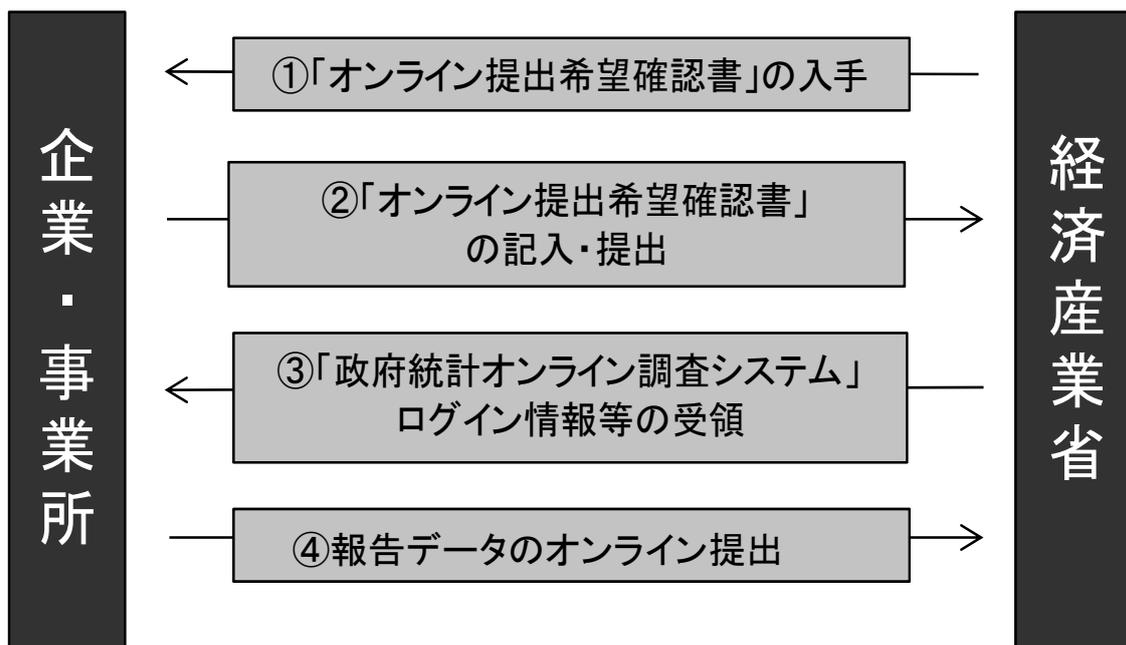
歩留率は、通常の技術条件を前提にして事業所ごとに定めます。

## 調査票のオンライン提出について

生産動態統計調査などの調査票をオンラインで提出するには、企業・事業所と経済産業省の間をインターネットなどの情報ネットワークで結び、各種の調査票の報告を行う「政府統計オンライン調査システム」を利用することになります。

システム利用に関する手続きの流れ及び「オンライン提出希望確認書」の記入要領、提出方法、提出先、問合せ先は以下のとおりです。

### システム利用手続きの流れ



#### (1) システム利用に関する手続きの流れ (※)

##### ① 「オンライン提出希望確認書」の入手

27ページに「オンライン提出希望確認書」【新規届】(※)の様式がありますので、コピーして利用してください。

なお、経済産業省ホームページからも様式(Excel形式)の取得が可能です。

<https://www.meti.go.jp/statistics> → 統計トップページ「調査にご協力いただいている方へ」 → 「オンラインによる統計報告」 → 「2. オンライン提出希望確認書」

##### ② 「オンライン提出希望確認書」の記入・提出

「オンライン提出希望確認書」に必要事項を記入し、経済産業省へE-MAIL又は郵送にて提出してください。

なお、電話などで記入内容の確認をする場合があります。

##### ③ 「政府統計オンライン調査システム」ログイン情報等の受領

経済産業省から、「政府統計オンライン調査システム」にログインする際に必要な調査対象者ID、初期パスワードを記載した資料及び操作説明書を郵送します。

##### ④ 報告データのオンライン提出

調査票提出日までに、オンラインによる調査票データの提出をしてください。

※「調査対象者ID」、「初期パスワード」情報が送付されている場合、「オンライン提出希望確認書」【新規届】の提出は必要なく、既にオンラインによる調査票の提出が可能となります。

## (2) オンライン提出希望確認書記入要領

### ① オンライン開始希望時期

- ・何月分の提出からオンライン開始を希望するのか記入してください。

### ② オンライン担当者情報

- ・「担当者名」欄には、実際に「政府統計オンライン調査システム」を利用してオンライン提出を行う担当者名を記入してください。
- ・「メールアドレス」欄には、オンライン担当者が業務で使用している E-MAIL アドレスを記入してください。

※政府統計オンライン調査システムを利用する際に必要なパソコンの利用環境については、26 ページで確認してください。

### ③ オンライン提出調査票

- ・「事業所番号」欄には、オンライン担当者が調査票データのオンライン提出を担当する事業所の事業所番号を記入してください。
- ・「調査票番号」欄には、事業所ごとにオンライン提出する調査票番号を記入してください。一部オンライン提出しない調査票がある場合は、当該調査票番号は記入しないでください。
- ・1 事業所の調査票番号を1 行に書くことができない場合は、次の行に記入してください。
- ・記入欄が足りない場合は、「オンライン提出希望確認書」をコピーし、2 枚目以降に記入してください。

## (3) 「オンライン提出希望確認書」の記載内容に変更が生じた場合

「オンライン提出希望確認書」の記載内容に変更が生じた場合は、28 ページの「オンライン提出希望確認書」【変更届】に変更内容を含む全ての項目を記入し、提出してください。様式 (Excel 形式) の入手方法及び提出先は、前記【新規届】と同様です。

## (4) 調査に関する問合せ先

経済産業省 大臣官房調査統計グループ 鉱工業動態統計室

電話：03-3501-1511 (代表)

企画調整班 2861~2862 (内線)

## (5) 「オンライン提出希望確認書」の提出先及び「政府統計オンライン調査システム」に関する問合せ先

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省 大臣官房調査統計グループ

統計情報システム室 オンライン調査担当

電話：03-3501-1090 (直通)

E-MAIL：bz1-stats-info@meti.go.jp

## 【参考】パソコンの利用環境について

政府統計オンライン調査システムは、インターネットを利用したシステムです。利用に当たっては、以下のシステム環境及び通信環境が必要です。

### ●システム環境（2025年9月現在）

OS	ブラウザ	表計算ソフト（※2） （Excel 調査票をご利用の場合のみ）
Windows 11(※1) Windows 10(※1)	Firefox 142 Google Chrome 139 Microsoft Edge 139	Excel for Microsoft 365 Microsoft Office Excel 2024 Microsoft Office Excel 2021 Microsoft Office Excel 2019 Microsoft Office Excel 2016
macOS 15.6	Safari 18	

(※1) 「デスクトップモード」 の場合に限りです。

(※2) 表計算ソフトにおける注意事項は以下のとおりです。

- ・Microsoft Office Excel 以外の表計算ソフトには対応していません。
- ・Excel のマクロ機能を有効にする必要があります。  
また、Excel のマクロ機能が有効な場合においても、ご利用の環境により回答送信できない場合（※）があります。  
（※）例えば、企業内ネットワークにおいて仮想ブラウザが採用されている場合等が想定されます。
- ・Microsoft 365 又は Excel 2024 をご利用の場合、ActiveX コントロールの無効状態によってマクロ機能が無効となっている場合がありますので、その場合は以下の URL に対処法の記載があります。

[https://www.e-survey.go.jp/faq/Security\\_risk](https://www.e-survey.go.jp/faq/Security_risk)

### ●通信環境

ブロードバンド環境を推奨します。

なお、利用環境の詳細や最新情報は、以下の URL から確認してください。

[https://www.e-survey.go.jp/recommended\\_env](https://www.e-survey.go.jp/recommended_env)

### ●政府統計オンライン調査システムマニュアル

以下の URL にアクセスし、確認してください。

<https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/manuald.pdf>

### ●政府統計オンライン調査システムのよくある質問及び回答

以下の URL にアクセスし、確認してください。

<https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/qa.html>



# オンライン提出希望確認書（経済産業省）

## 【 新規届 】

記入日： \_\_\_\_\_

オンライン開始希望時期	年	月分の提出から
-------------	---	---------

オンライン担当者情報	実際にシステムを操作される方をご記入ください。ご担当者が複数の場合は代表者名としてください。		
担当者名			
企業名			
部署名			
資料送付先	(〒                    )		
電話番号		内線	
メールアドレス			

オンライン提出調査票	1つの事業所で調査票が9種類以上になる場合は、次の行に続けてご記入ください。							
事業所番号(数字10桁)	調査票番号(数字4桁)							

政府統計オンライン調査システム運用にかかる事務の目的を超えて、個人情報を利用したり提供することはございません。

《問合わせ先》

経済産業省大臣官房調査統計グループ統計情報システム室 オンライン調査担当

TEL: 03-3501-1090

E-MAIL: [bzl-stats-info@meti.go.jp](mailto:bzl-stats-info@meti.go.jp)

(2023.06様式)



# オンライン提出希望確認書（経済産業省）

## 【 変更届 】

記入日： \_\_\_\_\_

調査対象者ID	
---------	--

現在ご利用中のID(英数字10桁)をご記入ください。

オンライン担当者情報	実際にシステムを操作される方をご記入ください。ご担当者が複数の場合は代表者名としてください。		
担当者名			
企業名			
部署名			
資料送付先	(〒                    )		
電話番号		内線	
メールアドレス			

オンライン提出調査票	1つの事業所で調査票が9種類以上になる場合は、次の行に続けてご記入ください。							
事業所番号(数字10桁)	調査票番号(数字4桁)							

政府統計オンライン調査システム運用にかかる事務の目的を超えて、個人情報を利用したり提供することはございません。

(備考欄)	例) 1234567890(事業所番号) 1234(調査票番号) 4月分より追加
-------	--

《問合わせ先》

経済産業省大臣官房調査統計グループ統計情報システム室 オンライン調査担当

TEL: 03-3501-1090

E-MAIL: [bzl-stats-info@meti.go.jp](mailto:bzl-stats-info@meti.go.jp)

(2023.06様式)



経済産業省生産動態統計調査

# ガラス製品・ほうろう鉄器月報

(2026年 月分)

基 幹 統 計	
経 済 産 業 省 生 産 動 態 統 計	
提 出 先	経 済 産 業 大 臣
提 出 期 日	翌 月 15 日
提 出 部 数	1 部

注：1. 販売金額とは、販売数量を契約価格又は生産者販売価格（消費税を含む）で評価した金額をいい、契約価格又は生産者販売価格とは、企業の販売価格から積込料、運賃、保険料、その他の販売諸掛を除いたものです。

1. 製 品		単 位	番 号	生 産	受 入 (製 品)	出 荷		月 末 在 庫	
項 目	品 目					販 売			そ の 他
						数 量	金 額 (千円)		
		A	B	C	D	E	F		
電球類用・電子管用ガラスバルブ (管・棒を含む)		t	0101						
光 学 用 ガ ラ ス 素 地		t	0102						
照 明 ・ 信 号 用 ガ ラ ス レ ン ズ		t	0103						
無アルカリガラス基板		1000m <sup>2</sup>	0104						
容 器 類	飲 酒 類 用 び ん	t	0105						
	料 清 涼 飲 料 用 び ん	t	0106						
	用 し 好 ・ 滋 養 飲 料 用 び ん	t	0107						
	食 料 用 ・ 調 味 料 用 容 器	t	0108						
	化 粧 品 用 容 器	t	0109						
	薬 び ん	t	0110						
台 食 卓 所 用 ・ 品	コ ッ プ	t	0111						
	その他の台所・食卓用品 (花びん・灰皿を含む)	t	0112						
そ の 他 の ガ ラ ス 製 品		t	0113						
ほ う ろ う 鉄 器 製 品		t	0114						

3. 労 務		単 位 : 人	
区 分	番 号	月 末 従 事 者 数	
		A	
当 該 部 門	0301		
事 業 所	0302		

4. 生 産 能 力				
区 分	単 位	番 号	引 き 出 し 量	月 間 生 産 能 力
			A	B
光 学 用 ガ ラ ス 素 地	t	0401		
容 器 類	t	0402		
無アルカリガラス基板	1000m <sup>2</sup>	0403		

備 考

企 業 名	本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 - ) (電話 - - )
事 業 所 名	事 業 所 所 在 地	(〒 - ) (電話 - - )
報 告 者 の 氏 名	作 成 者 の 名 氏 及 び 所 属 部 署	(電話 - - )

( 年 月 日作成)

統計調査番号	調 査 票 番 号	年 月 分	事 業 所 番 号			
			都 道 府 県	整 理 番 号		
A 0 7	5 1 2 0	2 0 2 6				

法 人 番 号

令 和 4. 12 改 正

経 済 産 業 省 ( 鉱 工 業 動 態 統 計 室 )



# 陶磁器月報

(2026年 月分)

基 幹 統 計	
経済産業省生産動態統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌 月 15 日
提出部数	1 部

- 注：1. 出荷及び月末在庫欄には受入分を含めてください。  
 2. 販売金額とは、販売数量を契約価格又は生産者販売価格（消費税を含む）で評価した金額をいい、契約価格又は生産者販売価格とは、企業の販売価格から積送料、運賃、保険料、その他の販売諸掛を除いたものをいいます。

1-1. 製 品		単 位	番 号	生 産	受 入	出 荷		月 末 在 庫	
項 目						販 売			そ の 他
						数 量	金 額 (千円)		
品 目		A	B	C	D	E	F		
タ イ ル	外装 (50cm <sup>2</sup> をこえるもの)	m <sup>2</sup>	0101						
	内装 (50cm <sup>2</sup> をこえるもの)	m <sup>2</sup>	0102						
	床 (50cm <sup>2</sup> をこえるもの)	m <sup>2</sup>	0103						
	モザイク(陶片)(50cm <sup>2</sup> 以下のもの)	m <sup>2</sup>	0104						
衛 生 用 品	水 洗 式 大 便 器	個	0105						
		小 便 器	個	0106					
	洗 面 手 洗 器	個	0107						
	タ ン ク ・ 流 し 類	個	0108						
電 気 用 品	が い 子 (ガス管を含む)	特 別 高 圧 用	kg	0109					
		高 ・ 低 圧 用	kg	0110					
	そ の 他 の 電 気 用 品	kg	0111						

注：土器（全く施釉しない粘土製品）は除きます。

1-2. 製 品		単 位	番 号	生 産	
項 目				重 量	金 額 (千円)
				A	B
台 食 所 用 品	和 飲 食 器	kg	0112		
	洋 飲 食 器	kg	0113		
	そ の 他 の 台 所 ・ 食 卓 用 品	kg	0114		
玩 具 ・ 置 物		kg	0115		

注：土器（全く施釉しない粘土製品）は除きます。

4. 生 産 能 力		単 位:m <sup>2</sup>
区 分	番 号	月 間 生 産 能 力
		A
タ イ ル 用 焼 成 炉 (トンネルキルン、ローラーハースキルン、その他の炉)	0401	

3. 労 務		単 位:人
区 分	番 号	月 末 従 事 者 数
		A
陶 磁 器 部 門	0301	
事 業 所	0302	

備 考

企 業 名		本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 - ) (電話 - - )
事 業 所 名		事 業 所 所 在 地	(〒 - )
報 告 者 の 氏 名		作 成 者 の 所 属 部 署 及 び 氏 名	(電話 - - )

( 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事 業 所 番 号			
A 0 7	5 1 3 0	2 0 2 6	都 道 府 県	整 理 番 号		

法人番号	
------	--



経済産業省生産動態統計調査

# ファインセラミックス月報

(2026年 月分)

基 幹 統 計	
経 済 産 業 省 生 産 動 態 統 計	
提 出 先	経 済 産 業 大 臣
提 出 期 日	翌 月 15 日
提 出 部 数	1 部

- 注：1. 出荷及び月末在庫欄には受入分を含めてください。  
 2. 販売金額とは、販売数量を契約価格又は生産者販売価格（消費税を含む）で評価した金額をいい、契約価格又は生産者販売価格とは、企業の販売価格から積込料、運賃、保険料、その他の販売諸掛を除いたものをいいます。

1. 製 品		単 位	番 号	生 産	出 荷		月 末 在 庫	
品 目	項 目				販 売			そ の 他
					数 量	金 額 (百 万 円)		
		A	B	C	D	E		
機 能 材	パッケージ	集積回路用	千個	0101				
		機能回路用	千個	0102				
	基板（白基板）		千個	0103				
	圧電機能素子		千個	0104				
	ガスセンサ素子		千個	0105				
	生体用部材		千個	0106				
	その他の機能材		千個	0107				
構 造 材	触媒担体・セラミックフィルタ		kg	0108				
	耐熱材		千個	0109				
	工具材		千個	0110				
	耐摩耗・耐食材		千個	0111				
	その他の構造材		千個	0112				

3. 労 務		単位:人	
区 分	番 号	月 末 従 事 者 数	
		A	
ファインセラミックス部門	0301		
事業所	0302		

備 考
-----

企 業 名	本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 - ) (電話 - - )
事 業 所 名	事 業 所 所 在 地	(〒 - )
報 告 者 の 氏 名	作 成 者 の 所 属 部 署 名 及 び 氏 名	(電話 - - )

( 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事 業 所 番 号			
A 0 7	5 1 4 0	2 0 2 6	都道府県	整 理 番 号		

法人番号	
------	--

令和4.12改正

経 済 産 業 省 ( 鉱 工 業 動 態 統 計 室 )



# 板ガラス・安全ガラス・複層ガラス 及びガラス繊維月報

基 幹 統 計	
経 済 産 業 省 生 産 動 態 統 計	
提 出 先	経 済 産 業 大 臣
提 出 期 日	翌 月 15 日
提 出 部 数	1 部

(2026年 月分)

1. 製 品			単 位	番 号	生 産	受 入	消 費	出		荷	月 末 在 庫			
項 目								A	B	C		D	E	そ の 他
														F
品 目														
板 ガ ラ ス			換算箱	0101										
安 全 ガ ラ ス	合 ガ ワ ラ セ ス	自 動 車 用 及 び 鉄 道 車 兩 用	m <sup>2</sup>	0102										
		そ の 他 の 合 わ せ ガ ラ ス	m <sup>2</sup>	0103										
	強 化 ガ ラ ス	m <sup>2</sup>	0104											
複 層 ガ ラ ス			m <sup>2</sup>	0105										
ガ ラ ス 短 繊 維	フ ェ ル ト		kg	0106										
	ボ ー ド		kg	0107										
	そ の 他 の ガ ラ ス 短 繊 維		kg	0108										
ガ ラ ス 長 繊 維	ロ ー ビ ン グ		kg	0109										
	チ ョ ッ プ ド ス ト ラ ン ド		kg	0110										
	マ ッ ト		kg	0111										
	糸		kg	0112										
	布		kg	0113										
	そ の 他 の ガ ラ ス 長 繊 維		kg	0114										

3. 労 務		単 位:人	
区 分	番 号	月 末 従 事 者 数	
		A	
板ガラス・安全ガラス・複層ガラス 及びガラス繊維部門	0301		
事業所	0302		

4. 生 産 能 力				
区 分	単 位	番 号	月 間 生 産 能 力	月 間 生 産 量
			A	
			B	
素 板 ガ ラ ス 合 計		換算箱	0401	
安 全 ガ ラ ス		m <sup>2</sup>	0402	
原 繊 維	ガ ラ ス 短 繊 維	t	0403	
	ガ ラ ス 長 繊 維	t	0404	

備 考

企 業 名		本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 - ) (電話 - - )
事 業 所 名		事 業 所 所 在 地	(〒 - )
報 告 者 氏 名		作 成 者 の 所 属 部 署 名 及 び 氏 名	(電話 - - )

( 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事 業 所 番 号			
			都道府県	整 理 番 号		
A 0 7	7 2 3 0	2 0 2 6				
法人番号						



# セメント・セメント製品月報

(2026年 月分)

基 幹 統 計 経 済 産 業 省 生 産 動 態 統 計	
提 出 先	経 済 産 業 大 臣
提 出 期 日	翌 月 15 日
提 出 部 数	1 部

1. 製 品			単 位	番 号	生 産	受 入	消 費	出		荷	月 末 在 庫	
								販 売				そ の 他
								数 量	金 額 (千円)			
品 目			A	B	C	D	E	F	G			
セ メ ン ト	ポ ン ド セ ラ メ ト	早 強 ・ 中 庸 熟	t	0101								
		普 通	t	0102								
	高 炉 セ メ ン ト		t	0103								
	そ の 他 の セ メ ン ト		t	0104								
ク リ ン カ			t	0105								
セ メ ン ト 製 品	遠 心 力 鉄 筋 品	管	t	0106								
		ポ ー ル	t	0107								
		パ イ ル	t	0108								
	空 洞 コ ン ク リ ー ト ブ ロ ッ ク		1000個	0109								
	護 岸 用 コ ン ク リ ー ト ブ ロ ッ ク		t	0110								
	道 路 用 コ ン ク リ ー ト 製 品		t	0111								
	プ ス ト レ ス ト 製 品	は り ・ け た	t	0112								
		そ の 他 の プ レ ス ト レ ス ト コ ン ク リ ー ト 製 品	t	0113								
	木 毛 ・ 木 片 セ メ ン ト 板		1000枚	0114								
	気 泡 コ ン ク リ ー ト 製 品		m <sup>3</sup>	0115								

3. 勞 務		単位：人	
区 分	番 号	月 末 従 事 者 数	A
セ メ ン ト 部 門	0301		
セ メ ン ト 製 品 部 門	0302		
事 業 所	0303		

4. 生 産 能 力			
区 分	単 位	番 号	月 間 生 産 能 力
A			
ク リ ン カ	t	0401	
遠 心 力 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 製 品 (ポ ー ル ・ パ イ ル)	t	0402	
気 泡 コ ン ク リ ー ト 製 品	m <sup>3</sup>	0403	

備 考

企 業 名	本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 - ) (電話 - - )
事 業 所 名	事 業 所 所 在 地	(〒 - )
報 告 者 の 氏 名	作 成 者 の 所 属 部 署 及 び 氏 名	(電話 - - )

( 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事 業 所 番 号			
A 0 7	7 3 4 0	2 0 2 6	都 道 府 県	整 理 番 号		
法人番号						





**リサイクル適性** 

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。